

「鳥獣保護管理事業計画」策定の趣旨

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）」に基づき、知事は環境省が示した基本指針に即して、鳥獣保護管理事業を実施するのに必要な事項を定め、平成29年度から平成33年度までの5年間の計画期間とした「第12次鳥獣保護管理事業計画」を策定する。

I 計画の期間	平成29年4月1日から平成34年3月31日（5年間）
II 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区	1 鳥獣保護区の指定 (1) 方針 (2) 指定等計画（新規指定、区域の拡大・縮小、期間の変更等） ・既指定箇所数 39、うち計画期間中の更新予定箇所数15、新規・変更・廃止予定なし 2 特別保護地区の指定 (1) 方針 (2) 指定等計画（新規指定、区域の拡大・縮小、期間の変更等） ・既指定箇所数 10、うち計画期間中の更新予定箇所数 4、新規・変更・廃止予定なし 3 休猟区の指定 (1) 方針 ・既指定箇所数 0、新規予定なし 4 鳥獣保護区等の整備等 ・標識類、巣箱・給水施設等の整備及び管理に係る年次計画
III 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣	(1) 方針 (2) 放鳥計画 ・鳥獣保護区においてキジ・ヤマドリを放鳥することに係る年次計画
IV 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可	1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方 2 鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 ・学術研究、鳥獣保護、鳥獣の管理、その他 3 その他、鳥類の捕獲等に関する事項 ・捕獲許可した者への指導、鳥類の飼養登録、販売禁止鳥獣の販売許可、住宅集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項
V 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区	1 特定猟具使用禁止区域の指定 (1) 方針 (2) 指定等計画（新規指定、区域の拡大・縮小、期間の変更等） ・既指定箇所数105、うち計画期間中の更新予定箇所数42、新規・変更・廃止予定なし 2 特定猟具使用制限区域の指定 (1) 方針 ・既指定箇所数 0、新規予定なし 3 猟区設定のための指導 (1) 方針 ・既設定箇所数2、うち計画期間中の更新予定箇所数2、新規・変更・廃止予定なし 4 指定猟法禁止区域 (1) 方針 (2) 指定等計画（新規指定、区域の拡大・縮小、期間の変更等） ・既指定箇所数 1、新規・変更・廃止予定なし

VI 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成	1 第一種特定鳥獣保護計画の作成方針 ・対象鳥獣なし 2 第二種特定鳥獣管理計画の作成方針 ・ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルを対象鳥獣とし、計画期間、対象区域等を設定 3 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成方針 ・対象鳥獣について実施計画を毎年度作成 4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施 ・第二種特定鳥獣管理計画に指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項を定める
VII ツキノワグマの保護管理	1 方針 2 方法 ・年間捕獲可能頭数の上限を定めて捕獲管理等
VIII カワウの管理	1 方針 2 方法 ・現在のコロニーへの封じ込め等
IX 鳥獣の生息状況の調査	1 方針 2 調査 (1) 鳥獣生息分布等調査 (2) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査（ほか）
X 鳥獣保護管理事業の実施体制	1 鳥獣行政担当職員の設置等 2 鳥獣保護管理員の設置等 3 保護及び管理の担い手の育成及び確保 4 鳥獣センター 5 取締り ・違法な狩猟や飼養の取締りに関する事項の年間実施計画
XI その他	1 鳥獣保護管理事業を巡る現状と課題 2 狩猟の適正化 3 傷病鳥獣救護への対応 4 感染症への対応 ・関係機関との連絡体制整備 5 普及啓発 (1) 鳥獣の保護管理の普及啓発（探鳥会、ポスターコンクール等） (2) 安易な餌付けの防止 (3) 猟犬の適切な管理 (4) 愛鳥モデル校の指定 (5) 法令の普及徹底

鳥獣保護管理に係る計画体系

第12次鳥獣保護管理事業計画
（5ヶ年計画）

第二種特定鳥獣管理計画（5ヶ年計画）
（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル）

実施計画
（年度計画）

ツキノワグマ保護管理指針（5ヶ年計画）

カワウ管理指針（5ヶ年計画）